

吸収合併に関する事後開示書面

令和3年9月30日

株式会社トリドールホールディングス

令和3年9月30日

株式会社トリドールホールディングス
代表取締役社長 栗田 貴也

吸収合併に関する事後開示書面

株式会社トリドールホールディングス（以下「当社」といいます。）及びTDインベストメント株式会社（以下「TDインベストメント」といいます。）は、令和3年8月13日開催の取締役会及び取締役の決定におきまして当社を吸収合併存続会社、TDインベストメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを承認し、吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。なお、本合併は、吸収合併存続会社である当社においては会社法第 796 条第3項に規定する簡易吸収合併、吸収合併消滅会社であるTDインベストメントにおいては同法第 784 条第1項に規定する略式吸収合併となります。

本合併に関し、会社法第801条第 1 項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

第1 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

令和3年9月30日

第2 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）
TDインベストメントが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第784条の2の規定による株主による差止請求はありません。
- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
TDインベストメントが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第785条の規定による株主による株式買取請求はありません。
- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
TDインベストメントは、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

TDインベストメントは、会社法第789条第2項の規定により、令和3年8月27日付の官報において、債権者に対し本合併に対する異議申述の申告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対して各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

第3 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）

本合併において、当社の株主から、会社法第796条の2に基づく差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本合併において、当社の株主から、会社法第797条の規定による株主による株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の異議）

当社は、会社法第799条第2項の規定により、令和3年8月27日付の官報において、債権者に対し本合併に対する異議申述の申告を行うとともに、令和3年8月26日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

第4 吸収合併により吸収合併存続社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日である令和3年9月30日をもって、TDインベストメントから、本合併契約の定めに従い、同社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

第5 吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

第6 吸収合併に係る変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

令和3年10月13日（予定）

第7 その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

特に該当するものではありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併に関する事前備置書面)

令和3年8月27日

TD インベストメント株式会社

令和 3 年 8 月 27 日

各位

TD インベストメント株式会社
代表取締役社長 栗田 貴也

株式会社トリドールホールディングスによる TD インベストメント株式会社の 吸収合併に係る事前開示

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

TD インベストメント株式会社（以下「消滅会社」といいます）は、株式会社トリドールホールディングス（以下「存続会社」といいます）と、令和 3 年 8 月 13 日の取締役の決定より、に対し、令和 3 年 9 月 30 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます）を実施することを決議し、合併契約書を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

令和 3 年 8 月 13 日付で存続会社と消滅会社で締結した合併契約書は、別添 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

【存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の

内容別添 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、

当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本合併後の存続会社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しています。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示します。

以上

別添 1

合併契約書
(添付のとおり)

別添 2

株式会社トリドールホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等
(添付のとおり)

合併契約書

株式会社トリドールホールディングス（以下「甲」という）及びTDインベストメント株式会社（以下「乙」という）は、次の通り合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社トリドールホールディングス

住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：TDインベストメント株式会社

住所：神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併により資本金、資本準備金は増加しない。

第4条（合併交付金）

甲は、本合併に際し、合併当事者の株主に対して合併交付金を支払わない。

第5条（合併承認総会等）

甲及び乙は、株主総会の決議を経ずに本契約及び本合併に必要な事項に関し決定する。

第6条（効力発生日）

合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、令和3年9月30日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（合併財産の引継）

- 乙は、令和3年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。
- 乙は、令和3年3月31日から効力発生日前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第9条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

第12条（適用法と管轄）

本合意書に関する解釈及び紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

甲と乙は、本契約の成立の証として、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和3年8月13日

甲 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
株式会社トリドールホールディングス
代表取締役 栗田 貴也

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
TD インベストメント株式会社
代表取締役 栗田 貴也

1 企業集団の現況に関する事項



1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい状況となりました。

外食産業におきましては、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等に加えて新型コロナウイルスの感染拡大により消費マインドが悪化しており、厳しい経営環境が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき運営してまいりました。

国内におきましては、主力業態丸亀製麺において、コロナ禍における店舗での感染防止策を実施した他、テイクアウトを強化するなど、収益の維持、拡大に向けた各種施策を積極的に実施してまいりました。また、海外におきましては、新規出店を継続するとともに進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施した他、コロナ禍における各地域の状況を鑑み、テイクアウト、デリバリーの強化を行うなどの施策を実施してまいりました。

当連結会計年度の店舗数におきましては141店舗出店(うちFC等52店舗)、175店舗退店(うちFC等86店舗)した結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ、34店舗(うち、FC等34店舗)減少して1,747店舗(うち、FC等412店舗)となりました。(注1)

売上収益

1,347億60百万円

(前期比 13.9%減)



営業損失

73億36百万円

(前期比 -)



税引前損失

91億19百万円

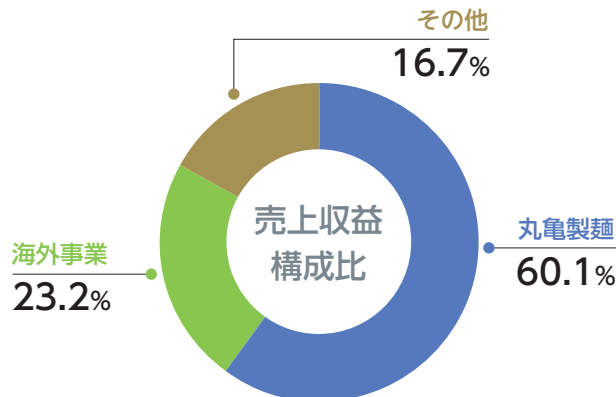
(前期比 -)



親会社の所有者に
帰属する当期損失

54億56百万円

(前期比 -)



当連結会計年度における業績につきましては、売上収益は1,347億60百万円（前期比13.9%減）となり、事業損失（注2）は38億72百万円（前期は事業利益88億81百万円）、営業損失は73億36百万円（前期は営業利益43億67百万円）、税引前損失は91億19百万円（前期は税引前利益28億37百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は54億56百万円（前期は親会社の所有者に帰属する当期利益19億56百万円）となりました。

また、EBITDAは106億92百万円（前期比57.2%減）、調整後EBITDAは173億95百万円（前期比39.8%減）となりました。（注3）

（注1）当社または当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

（注2）事業損失は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出し、営業損失は事業損失から減損損失、その他の営業収益およびその他の営業費用を加減算して算出しております。

（注3）EBITDAは、営業損失から非現金支出項目（減価償却費および償却費）等の影響を除外しております。

また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失および非経常的費用項目の影響を除外しております。

EBITDAおよび調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・ EBITDA = 営業利益 + その他の営業費用 - その他の営業収益 + 減価償却費および償却費

・ 調整後EBITDA = EBITDA + 減損損失 + 非経常的費用項目

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

MARUGAME SEIMEN

丸亀製麺（セルフうどん業態）

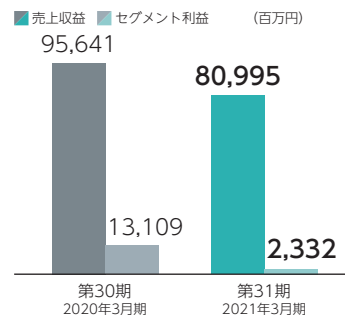


讃岐 釜揚げうどん
丸亀製麺

主要な事業内容

本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店で、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。
(想定平均顧客単価：500円前後)

売上収益／セグメント利益



ロードサイド22店舗、ショッピングセンター内9店舗の計31店舗を出店し、21店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は855店舗となりました。

この結果、売上収益は809億95百万円（前期比15.3%減）となり、セグメント利益は23億32百万円（前期比82.2%減）となりました。

OVERSEAS BUSINESS

海外事業（海外における飲食事業全般）



譚仔三哥



譚仔雲南米線



WOK
TO WALK

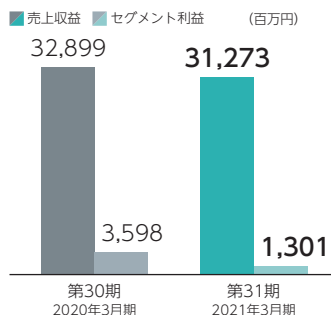


The Original
Boat
Noodle

主要な事業内容

33の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。

売上収益／セグメント利益



93店舗（うち、FC等52店舗）を出店し、95店舗（うち、FC等86店舗）を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は626店舗（うち、FC等404店舗）となりました。

この結果、売上収益は312億73百万円（前期比4.9%減）となり、セグメント利益は13億1百万円（前期比63.8%減）となりました。



コナズ珈琲
Kona's Coffee
Hawaiian pancake Cafe



とんかつ かつ丼
豚屋とん一



ゆかりだて肉焼専門店
余肉のヤマキ高店

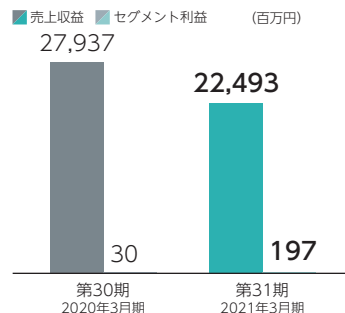


丸亀製麺
ZUNDO-YA

主要な事業内容

「カフェ」、「豚屋とん一」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

売上収益／セグメント利益



17店舗を出店し、59店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は266店舗（うち、FC等8店舗）となりました。

なお、その他には「カフェ」、「豚屋とん一」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

この結果、売上収益は224億93百万円（前期比19.5%減）となり、セグメント利益は1億97百万円（前期比548.4%増）となりました。

なお、前連結会計年度において、一部のマーケティング関連費用を「調整額」の全社費用として計上していましたが、会社分割および組織変更に伴い、当連結会計年度より丸亀製麺セグメントおよびその他セグメントに配分する方法に変更しております。

また、前連結会計年度までは、「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」に区分しておりましたが、当連結会計年度より事業ポートフォリオを見直し、「丸亀製麺」、「海外事業」および「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。この変更により、国内事業は「丸亀製麺」と国内の丸亀製麺以外の「その他」の区分となります。

これにより、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2 設備投資の状況

当社グループは、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は、国内におきましては、丸亀製麺で31店舗（ロードサイド22店舗、ショッピングセンター内9店舗）、その他で17店舗の、計48店舗を直営店にて出店いたしました。

また、海外におきましては、香港、台湾、シンガポール、米国等で41店舗を直営店にて出店いたしました。

3 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金および、計93億円の金融機関からの長期借入金をもって充たいたしました。

4 対処すべき課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に堅調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

① 国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上をはじめ、マーケティング施策や教育の充実等により既存店の強化を図るとともに、新業態の開発やM&Aにより、新たな成長軸を設け、更なる事業の安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等を実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

(注) QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

② グローバルマルチブランド戦略による展開

主力業態である「丸亀製麺」で創出した事業基盤を活かし、新たな付加価値を持つ業態を育成するグローバルマルチブランド戦略を展開してまいります。

なお、海外事業においては、地域の食文化に対応し展開を図っておりますが、進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くことも想定されます。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5 財産および損益の状況

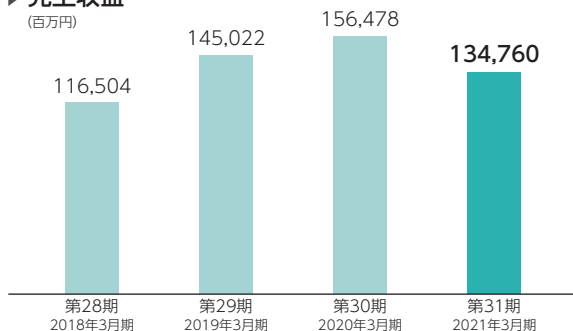
区分	国際会計基準 (IFRS)			
	第28期 2018年3月期	第29期 2019年3月期	第30期 2020年3月期	第31期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売上収益 (百万円)	116,504	145,022	156,478	134,760
税引前利益または損失 (△) (百万円)	7,175	1,337	2,837	△9,119
当期利益または損失 (△) (親会社の所有者に帰属) (百万円)	4,665	267	1,956	△5,456
当期包括利益または損失 (△) (親会社の所有者に帰属) (百万円)	3,019	902	1,626	△4,702
基本的1株当たり当期利益 (円)	53.72	3.11	21.21	△67.71
資産合計 (百万円)	111,525	117,979	209,978	209,411
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	36,242	33,979	45,427	39,461
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	13.2	0.8	4.9	△12.9

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。
2. 当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ5億68百万円減少し、2,094億11百万円（前期比0.3%減）となりました。これは主に繰延税金資産が前連結会計年度末に比べ43億14百万円増加した一方で、有形固定資産、持分法で会計処理されている投資がそれぞれ前連結会計年度末に比べ26億26百万円、10億86百万円減少したことによるものです。
3. 「基本的1株当たり当期利益または損失 (△)」は、「親会社の所有者に帰属する当期利益または損失 (△)」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し算定しております。

ご参考：連結財務ハイライト（国際会計基準）

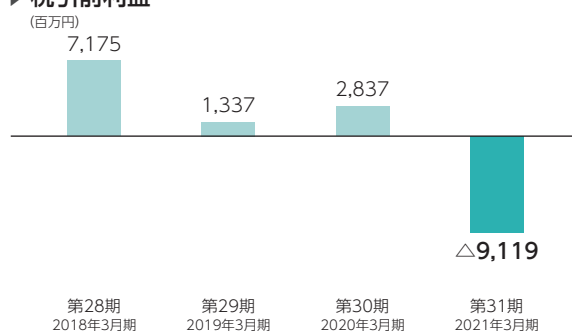
▶ 売上収益

(百万円)



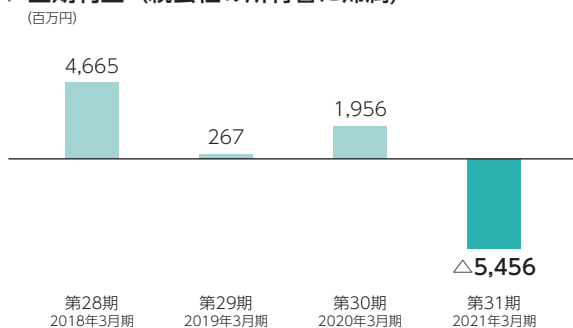
▶ 税引前利益

(百万円)



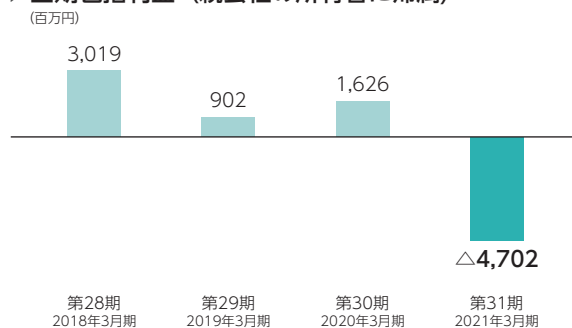
▶ 当期利益（親会社の所有者に帰属）

(百万円)



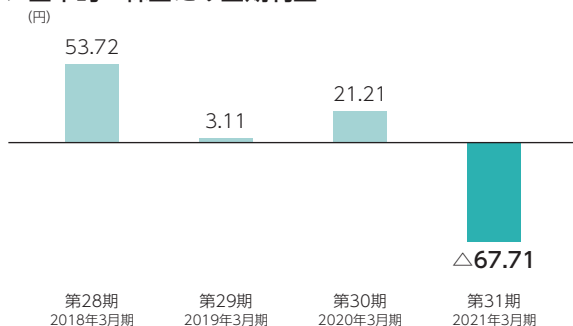
▶ 当期包括利益（親会社の所有者に帰属）

(百万円)



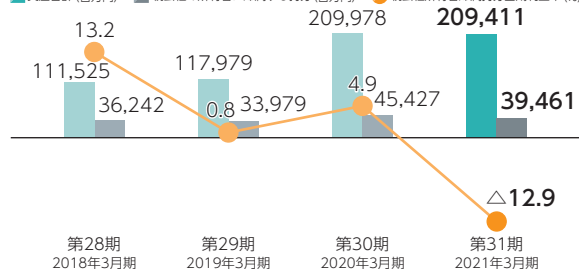
▶ 基本的1株当たり当期利益

(円)



▶ 資産合計／親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分当期利益率

■ 資産合計 (百万円) ■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) ● 親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)



6 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東利多控股有限公司	2,452,338千香港ドル	100%	海外事業の統括管理
台湾東利多股份有限公司	52,500千台湾ドル	100%	レストラン経営等
株式会社丸亀製麺	10百万円	100%	レストラン経営等
株式会社アクティブソース	10百万円	100%	レストラン経営等
株式会社ZUND	30百万円	100%	レストラン経営等
Tam Jai International Co. Limited	10千香港ドル	100%	レストラン経営等
株式会社ソノコ	100百万円	100%	化粧品販売等
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	18千ユーロ	80%	FC運営等
株式会社TGF	10百万円	59%	農産物の販売等
TORIDOLL DINING CORPORATION	142米ドル	100%	持株会社
MARUGAME UDON USA, LLC	3,301千米ドル	83%	レストラン経営等
MC GROUP PTE. LTD.	300千シンガポールドル	70%	レストラン経営等

- (注) 1. 2020年4月1日付で、株式会社トリドールジャパンは、商号を株式会社丸亀製麺に変更しております。
2. 当社は、2020年4月1日に株式交換により株式会社アクティブソースの株式39株を取得し、完全子会社といたしました。
3. 当社は、2020年4月1日に株式交換により株式会社ZUNDの株式70株を取得し、完全子会社といたしました。
4. 2021年1月1日に吸収合併により旧株式会社いなみ野ファーム（存続会社）が、旧株式会社トリドールメリリー牧場（消滅会社）を吸収合併し、商号を株式会社TGFに変更いたしました。

7 主要な拠点等

- ① 当社
 本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
 神戸オフィス 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※神戸オフィスは、2021年9月30日に閉鎖する予定です。
- ② 主要な子会社の事業所
 株式会社丸亀製麺
 本社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※2021年6月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号へ変更しております。

株式会社肉のヤマキ商店
 本社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※2021年6月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号へ変更しております。

株式会社トリドールジャパン
 本社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※2021年6月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号へ変更しております。

営業店舗 セグメント別・地域別の店舗数は以下のとおりです。

セグメント	地域別店舗数			
丸 亀 製 麺	北 海 道	28店舗	近 畿	165店舗
	東 北	41店舗	中 国	64店舗
	関 東	288店舗	四 国	23店舗
	中 部	169店舗	九 州	77店舗
			小 計	855店舗
そ の 他	北 海 道	1店舗	近 畿	63店舗
	東 北	4店舗	中 国	5店舗
	関 東	66店舗	四 国	8店舗
	中 部	19店舗	九 州	14店舗
			小 計	180店舗
営業店舗合計				1,035店舗

③ 子会社（②で挙げたものを除く。）

会社名	所在地	店舗数
MARUGAME UDON USA, LLC	デラウェア	10店舗
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	5店舗
台湾東利多股份有限公司	台北	42店舗
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	1店舗
TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC	ロサンゼルス	1店舗
WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA	バルセロナ	106店舗
株式会社ソノコ	東京	1店舗
株式会社アクティブソース	東京	41店舗
株式会社ZUNO	姫路	44店舗
Tam Jai International Co. Limited	香港	147店舗
TORIDOLL (CAMBODIA) COMPANY LIMITED	プノンペン	4店舗
M C GROUP PTE. LTD.	シンガポール	16店舗
営業店舗合計		420店舗

④ 海外FC等

地域名・国名	店舗数
中国（香港を含む）	66店舗
マレーシア	43店舗
インドネシア	77店舗
アメリカ	59店舗
その他	47店舗
営業店舗合計	292店舗
営業店舗総合計	1,747店舗

8 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,475名 〔12,851名〕	336名増 〔2,507名減〕

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

9 主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	16,393
株式会社三菱UFJ銀行	14,031
株式会社みずほ銀行	14,010
株式会社日本政策投資銀行	9,473
三井住友信託銀行株式会社	4,177
株式会社山陰合同銀行	2,755
J A 兵庫 信 連	2,439

2 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数

普通株式 230,400,000株

(注) 2020年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い発行可能株式総数は、115,200,000株増加しております。

2 発行済株式の総数

普通株式 87,221,952株（自己株式858,344株が含まれております。）

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は、43,571,676株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は78,600株増加しております。

3 株主数

128,915名

4 大株主の状況

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
栗田貴也	27,575,472	31.93
有限会社ティアーアンドティアー	11,160,000	12.92
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	3,736,000	4.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,942,300	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,695,100	1.96
日本カストディ銀行（信託口5）	744,900	0.86
日本カストディ銀行（信託口6）	662,300	0.77
日本カストディ銀行（信託口1）	600,200	0.69
アリアケジヤパン株式会社	600,000	0.69
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 5 8 1	461,263	0.53

(注) 1. 当社は、自己株式を858,344株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	6,822株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 3 取締役の報酬等の額」に記載しております。

6 その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年4月1日付で株式交換を実施したことにより、当社自己株式936,626株を処分しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗田 貴也	取締役会議長、指名委員、報酬委員
常務取締役	田中 公博	国内事業本部長 海外事業本部、BT本部、立地開発部担当 Tam Jai International Co. Limited.取締役
取締役	神原 政敏	SCM本部長 兼 商品開発部長
取締役 （監査等委員）	梅木 利泰	指名委員長、報酬委員長 日野総合会計事務所所長、公認会計士 SFCブレインコンサルティング株式会社代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー代表社員
取締役 （監査等委員）	梅田 浩章	指名委員、報酬委員 梅田浩章公認会計士事務所所長、公認会計士 不二精機株式会社社外監査役 株式会社イーサーブ代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー社員
取締役 （監査等委員）	片岡 牧	指名委員、報酬委員 堂島法律事務所 弁護士

- （注）
1. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏および梅田浩章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を法務コンプライアンス部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。
 5. 常務取締役小林寛之氏は、2020年6月26日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、取締役に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の取締役としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

3 取締役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年5月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年2月22日開催の取締役会においてこれを改定しております。なお、2021年2月22日の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会から答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本的な考え方

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって取締役（監査等委員を除く）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を早期に促進するため、基本報酬のほか、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）ならびに長期インセンティブ報酬（ストック・オプションおよび譲渡制限付株式）で構成するものとします。

取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）で構成するものとします。

ロ 報酬決定手続

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データ（報酬の種類ごとの割合を含む）に基づく助言を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の報酬水準の客観性を確保しております。

また、2020年12月の報酬委員会設置後は、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める報酬委員会の答申を経て取締役（監査等委員を除く）の報酬（報酬の種類ごとの割合を含む）を決定しております。同委員会設置以前も、監査等委員会において意見陳述権（会社法第361条第6項）の行使を判断するにあたり、取締役（監査等委員を除く）の報酬内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議しておりました。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、監査等委員の協議により決定されます。

ハ 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の概要

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の総額は、取締役会があらかじめ設定した当該事業年度の支給総額を上限とし、当社グループの当該事業年度の連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を基準に、取締役会があらかじめ設定した予算目標額の達成額に応じて決定されます。当社では、公表される数値であり、また企業規模および収益性を示す基準として明快であることから、連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の指標として採用しております。

また、各取締役（監査等委員を除く）には、上記の業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会であらかじめ定めた役職別計数により按分した金額を支給します。

二 長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）の内容

長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）は、当社株式（譲渡制限付株式）及び当社新株予約権（ストック・オプション）で構成されます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額は、取締役会で決定します。なお、取締役会の決議によって代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、ストック・オプションの付与は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員）の長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は監査等委員の協議で決定します。

②当該事業年度にかかる報酬等の総額等

当事業年度におきましては、取締役の個人別の報酬等のうち短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）について、2020年6月26日開催の取締役会で支給総額および予算目標額を設定しております。当事業年度における連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期損失は前記「1 企業集団の現況に関する事項」のとおりであり、これら業績指標の実績に基づき下記の報酬額が算定されております。

また、基本報酬の額は2020年6月26日開催の取締役会において、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）に係る金銭報酬債権の額は同年7月14日開催の取締役会において、いずれも代表取締役社長栗田貴也氏に具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、同人において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループ全体の経営状況や各取締役の業務遂行状況を最も熟知し、各取締役の業績や目標を考慮して最も的確な金額を決定できると判断したためであります。なお、決定に先立ち、2020年5月13日に代表取締役社長より監査等委員会に対して短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を含む取締役（監査等委員を除く）の報酬全体について説明を行い、監査等委員会において審議の結果、算出の公正性、業績との連動性等を勘案し、妥当であるとの決議がなされております。

取締役会は、上記の手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容は短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を含め、決定方針に沿うものであると判断しております。

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	119	106	6	6	4
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)
取締役（監査等委員）	13	13	-	0	3
（うち社外取締役）	(13)	(13)	(-)	(0)	(3)
合計	132	120	6	6	7
（うち社外取締役）	(13)	(13)	(-)	(0)	(3)

- (注) 1. 上記非金銭報酬の額には、2018年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）1百万円、取締役（監査等委員）0百万円）を含んでおります。また、2017年6月29日開催の株主総会決議および取締役会決議、2018年7月9日開催の取締役会決議、2019年7月9日開催の取締役会決議ならびに2020年7月14日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式として付与した株式に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）5百万円）を含んでおります。
2. 上記には、2020年6月26日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
3. 当事業年度の非金銭報酬等は当社株式（譲渡制限付株式）であり、交付状況は事業報告「2 5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載しております。
4. 2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額5億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）となります。
5. 2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）となります。
6. 2017年6月29日開催の第27期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は前記報酬等総額年額5億円の範囲内で年額3,600万円以内、交付する当社普通株式の総数は29,460株以内（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）となります。
7. 2018年6月28日開催の第28期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬等総額年額5億円の範囲内、付与する新株予約権総数は230個、その目的である株式総数は46,000株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。また、当該株主総会において、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬等総額年額1億円の範囲内、付与する新株予約権総数は45個、その目的である株式総数は9,000株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（付与対象は3名）（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）となります。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容
取締役 (監査等委員)	梅木利泰	日野総合会計事務所 SFCブレインコンサルティング株式会社 監査法人アイ・ピー・オー	所代表取締役社長 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	梅田浩章	梅田浩章公認会計士事務所 不二精機株式会社 株式会社イーサーブ 監査法人アイ・ピー・オー	所社外監査 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	片岡牧	堂島法律事務所	弁護士

(注) 各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	梅木利泰	当事業年度における取締役会に19回中19回、監査等委員会14回のうち14回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員長として監査等委員会監査を立案および主導するとともに、2020年12月に設置された指名委員会および報酬委員会の委員長として両委員会の審議を主導しました。
取締役 (監査等委員)	梅田浩章	当事業年度における取締役会に19回中18回、監査等委員会14回のうち13回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員として監査等委員会監査を精力的に実施するとともに、2020年12月に設置された指名委員会および報酬委員会の委員として両委員会で積極的に発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	片岡牧	当事業年度における取締役会に19回中19回、監査等委員会14回のうち14回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員として監査等委員会監査を精力的に実施するとともに、2020年12月に設置された指名委員会および報酬委員会の委員として両委員会で積極的に発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人に対する報酬

	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	92百万円	－百万円
連結子会社	－百万円	－百万円
計	92百万円	－百万円

② 会計監査人と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（①を除く）

	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	16百万円	4百万円
連結子会社	28百万円	5百万円
計	44百万円	9百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「税務アドバイザー業務」等を委託し、その対価を支払っております。
4. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬16,594千円を支払っております。
5. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じた安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては、2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 4円50銭

総額 3億89百万円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月15日

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載しております数値は、四捨五入により表示しております。

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>32,823</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>54,412</b>  |
| 現金及び現金同等物       | 24,969         | 営業債務及びその他の債務    | 12,232         |
| 営業債権及びその他の債権    | 5,497          | 短期借入金           | 7,022          |
| 棚卸資産            | 718            | 1年以内返済予定の長期借入金  | 13,295         |
| その他の流動資産        | 1,638          | リース負債           | 14,429         |
| <b>非流動資産</b>    | <b>176,588</b> | 未払法人所得税         | 1,215          |
| 有形固定資産          | 31,955         | 引当金             | 970            |
| 使用権資産           | 78,110         | その他の流動負債        | 5,249          |
| 無形資産及びのれん       | 40,258         | <b>非流動負債</b>    | <b>115,059</b> |
| 持分法で会計処理されている投資 | 3,684          | 長期借入金           | 41,974         |
| その他の金融資産        | 13,706         | リース負債           | 66,605         |
| 繰延税金資産          | 7,778          | 引当金             | 4,002          |
| その他の非流動資産       | 1,096          | 繰延税金負債          | 1,383          |
|                 |                | その他の非流動負債       | 1,096          |
|                 |                | <b>負債合計</b>     | <b>169,471</b> |
|                 |                | <b>資本の部</b>     |                |
|                 |                | 親会社の所有者に帰属する持分  | 39,461         |
|                 |                | 資本金             | 4,208          |
|                 |                | 資本剰余金           | 2,348          |
|                 |                | その他資本性金融商品      | 10,847         |
|                 |                | 利益剰余金           | 23,131         |
|                 |                | 自己株式            | △1,026         |
|                 |                | その他の資本の構成要素     | △46            |
|                 |                | 非支配持分           | 478            |
|                 |                | <b>資本合計</b>     | <b>39,940</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>209,411</b> | <b>負債及び資本合計</b> | <b>209,411</b> |

## 連結純損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目         | 金額       |          |
|------------|----------|----------|
| 売上収益       |          | 134,760  |
| 売上原価       |          | △34,729  |
| 売上総利益      |          | 100,031  |
| 販売費及び一般管理費 | △103,903 |          |
| 減損損失       | △6,674   |          |
| その他の営業収益   | 4,959    |          |
| その他の営業費用   | △1,749   | △107,367 |
| 営業損失 (△)   |          | △7,336   |
| 金融収益       | 163      |          |
| 金融費用       | △1,069   | △906     |
| 持分法による投資損益 |          | △877     |
| 税引前損失 (△)  |          | △9,119   |
| 法人所得税費用    |          | 3,700    |
| 当期損失 (△)   |          | △5,419   |
| (内 訳)      |          |          |
| 親会社の所有者    |          | △5,456   |
| 非支配持分      |          | 37       |

## 計算書類

### 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目               | 金額             |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>23,547</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>28,866</b>  |
| 現金及び預金          | 11,647         | 買掛金              | 2,471          |
| 営業未収入金          | 7,863          | 短期借入金            | 7,000          |
| 原材料及び貯蔵品        | 16             | 1年内返済予定の長期借入金    | 12,737         |
| 前払費用            | 1,028          | リース債務            | 277            |
| 短期貸付金           | 2,052          | 未払金              | 4,209          |
| 未収入金            | 663            | 未払費用             | 521            |
| その他             | 511            | 未払法人税等           | 242            |
| 貸倒引当金           | △233           | 預り金              | 45             |
| <b>固定資産</b>     | <b>101,725</b> | 賞与引当金            | 42             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>26,487</b>  | 店舗閉鎖損失引当金        | 87             |
| 建物              | 18,706         | 設備関係未払金          | 827            |
| 構築物             | 1,413          | 資産除去債務           | 373            |
| 車両              | 6              | その他              | 34             |
| 工具器具及び備品        | 4,597          | <b>固定負債</b>      | <b>56,670</b>  |
| リース資産           | 1,693          | 長期借入金            | 51,117         |
| 建設仮勘定           | 71             | リース債務            | 2,380          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>267</b>     | 資産除去債務           | 3,039          |
| ソフトウェア          | 264            | その他              | 133            |
| 電話加入権           | 1              | <b>負債合計</b>      | <b>85,536</b>  |
| 商標権             | 1              | <b>純資産の部</b>     |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>74,971</b>  | <b>株主資本</b>      | <b>39,263</b>  |
| 関係会社株式          | 53,092         | <b>資本金</b>       | <b>4,228</b>   |
| 関係会社出資金         | 0              | <b>資本剰余金</b>     | <b>4,285</b>   |
| 投資有価証券          | 22             | 資本準備金            | 4,285          |
| 長期貸付金           | 8,500          | <b>利益剰余金</b>     | <b>31,767</b>  |
| 長期前払費用          | 155            | 利益準備金            | 8              |
| 敷金・保証金          | 6,233          | その他利益剰余金         | 31,760         |
| 建設協力金           | 4,366          | 別途積立金            | 13,379         |
| 繰延税金資産          | 5,125          | 繰越利益剰余金          | 18,381         |
| その他             | 1,112          | <b>自己株式</b>      | <b>△1,018</b>  |
| 貸倒引当金           | △3,634         | <b>新株予約権</b>     | <b>473</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>125,272</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>39,736</b>  |
|                 |                | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>125,272</b> |



## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額     |        |
|--------------|--------|--------|
| 売上高          |        | 74,583 |
| 売上原価         |        | 40,495 |
| 売上総利益        |        | 34,088 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 30,487 |
| 営業利益         |        | 3,601  |
| 営業外収益        |        |        |
| 受取利息         | 174    |        |
| 受取配当金        | 5,018  |        |
| 為替差益         | 14     |        |
| その他          | 192    | 5,397  |
| 営業外費用        |        |        |
| 支払利息         | 998    |        |
| その他          | 321    | 1,319  |
| 経常利益         |        | 7,678  |
| 特別利益         |        |        |
| 新株予約権戻入益     | 5      |        |
| その他          | 3      | 9      |
| 特別損失         |        |        |
| 減損損失         | 4,228  |        |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 197    |        |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 422    |        |
| その他          | 196    | 5,044  |
| 税引前当期純利益     |        | 2,644  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 116    |        |
| 法人税等調整額      | △1,373 | △1,257 |
| 当期純利益        |        | 3,901  |

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社トリドールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上野陽一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社トリドールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上野陽一 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、コーポレートガバナンス・コードの適用状況を重点項目とし、会社の内部監査部門との連携の上、リスクマネジメント委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社トリドールホールディングス 監査等委員会

監査等委員 梅 木 利 泰 ㊞

監査等委員 梅 田 浩 章 ㊞

監査等委員 片 岡 牧 ㊞

(注) 監査等委員 梅木 利泰、監査等委員 梅田 浩章、監査等委員 片岡 牧は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上